

マイナンバー制度が始まります！



マイナンバーとは？

平成 27 年 10 月から、日本国内全住民に通知される、一人ひとり異なる 12 桁の番号をマイナンバーといいます。個人が特定されないように、住所地や生年月日などに関係ない番号が割り当てられます。また、法人には 1 法人 1 つの法人番号（13 桁）が指定されます。

マイナンバーで、もっと便利に暮らしやすく

マイナンバーは各機関が管理する個人情報が同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり様々なメリットをもたらします。

公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。

負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。

本当に困っている方へのきめ細かな支援ができます。



国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。

これにより、行政手続も簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関にある自分の情報を確認したり、様々な行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになります。



行政の効率化

行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。

被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。



マイナンバーは生涯にわたって使うもの

住所が変わってもマイナンバーは原則変わりませんので、大切にしてください。



平成28年1月以降、マイナンバーは、こんな場所で必要となります。

社会保障関係の手続き

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護

など

税務関係の手続き

- 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載

など

災害対策

- 防災・災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務

など

マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

- 社会保障、税、災害対策の分野の手続で、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります。
- 事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続を行うことになります。
- 税の手続において、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出が求められる場合があります。

※このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務や、これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

マイナンバー制度実施の流れ

平成 27 年 10 月以降

住民票の住所に通知

住民票を有する方（住民票がある外国人を含む）に、平成27年10月以降、12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

※現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、受け取ることができない可能性があります。

平成 28 年 1 月

マイナンバーの利用開始

税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続で、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カード交付も始まります。

※年金の手続では、平成29年1月からマイナンバーの利用が開始されます。

平成 29 年 1 月

個人ごとのポータルサイト（マイナポータル）の運用開始

マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。行政機関からのお知らせも受け取れます。

平成 29 年 7 月

地方公共団体等も含めた情報連携を開始

情報連携により、事務が確実にスムーズになり、国民の負担が軽減。暮らしがもっと便利になっていきます。

